退職共済届書類について

<届出様式について>

○神奈川県福利協会のホームページの退職共済届出様式ページより様式をダウンロードしご使用ください。

<記入・押印について>

- ○消せるボールペン・修正ペン・修正テープ等は使用しないでください。
- ○必要箇所に必ず押印してください。

<u>ご注意</u>

印漏れやご記入漏れ、不備 等がありますと、照会、確認、 再提出等に時間を要します。 また共済掛金の相違、給付金 支給の手続きが遅れることに なります。

<提出について>

- ○事実発生日以降に提出してください。
- ○**各届出様式**は**届出期限内にご提出**ください。共済掛金の相違や給付金支給が遅延する原因となります。
 - ※1 提出期限を越える場合は、FAXいただければ仮登録いたしますのでご連絡ください。 FAX送信後、原本提出の際、余白に「FAX送信済」と記入のうえご提出してください。
- ○提出の際は、強く折り曲げないで提出してください。クリアファイル等での提出は不要です。
 - ※2 各様式はОСR(自動読み取り装置)で読み込みをいたします。



施設・団体が共済契約の申し込みをするとき

【契約できる施設・団体】

神奈川県下(横浜市所管を除く。)民間社会福祉施設・団体を経営する非営利の法人又は個人

- ○提出が必要な書類 ・共済制度加盟申込書・共済契約申込書(様式1号)
 - ・新規加入通知書等加入者に関する届出書類

様式1号

記入例

共済制度加盟申込書·共済契約申込書

公益財団法人神奈川県福利協会理事長 殿

貴会の退職共済規程を承諾のうえ申込をいたします。

2023年2月1日

申	法 人 名	ふりがな しゃかいふくしほうじん ふくりきょうかい 社会福祉法人 福利協会	一 物 門 門 同 門 同 同 同 同 同 同 同 同 同 編 記 編 記 種 和 え し れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ
込者(事	役職名及び 代表者名	かりがな りじちょう ふくり たろう 理事長 福利 太郎	印
業主)	所 在 地	横浜市中区万代町 1-2-4	
2	法人認可年月日	2022年12月1日	

	施設(事業所) 及び団体名	ふりがな ふくりほいくえん 福利保育園
1/=	所 在 地 Tin./fax	郵便番号 23 1 0 0 3 1 ふりがな よこはまし なかく ばんだいちょう 横浜市中区万代町 1-2-4 (TEL) 045-263-6017 (FAX) 045-263-6027
施 設	代表者職名及び 施設長名	ふりがな えんちょう ふくり じろう 園長 福利 次郎 印
団	業 種	保育所 (01)
休	業 務 内 容	保育 定員数 90 名
9	職員数	30名(当初加入予定者20名)
	事業所認可年月日	2023年1月1日
	加盟希望年月日	2023年4月1日

記載注意 業種は、保育所(01)、児童福祉施設(02)、老人福祉施設(03)、身体障害者更生援護施設(04)、 知的障害者援護施設(05)、宿泊・婦人保護施設(06)、医療福祉施設(07)、団体その他(08)により 記入してください。 ②常勤職員については原則として全員加入となります。

常務理事	事務局長	事務局次長	事務局	主任
		848		

施設・団体の住所地、名称、共済契約者等の変更があったとき

様式 12 号					
	共済契約変更届	ā			
公益財団法人神奈川県福利協会理	事長 嚴		年	月	E
	事業所番	号		П	
	(共済契約者等) 施設等名		.11		
	代表者名				
変更後の事項のみをご記入くださ	V »				
	【変更3	≢月日	华	Л	日]
法人の名称					
法人の代表者					
法人の住所、電話・FAX 番号	(住所)〒				
	(電話)				
	(FAX)				
施設団体・事業所の名称					
	6				
施設団体・事業所の代表者					
施設団体・事業所の代表者 施設団体・事業所の 住所、電話・FAX 番号	(住所)〒				
施設団体・事業所の	(住所)〒	***********			
施設団体・事業所の					
施設団体・事業所の	(電話)				

職員が新たに加入するとき



も併せてご覧ください。

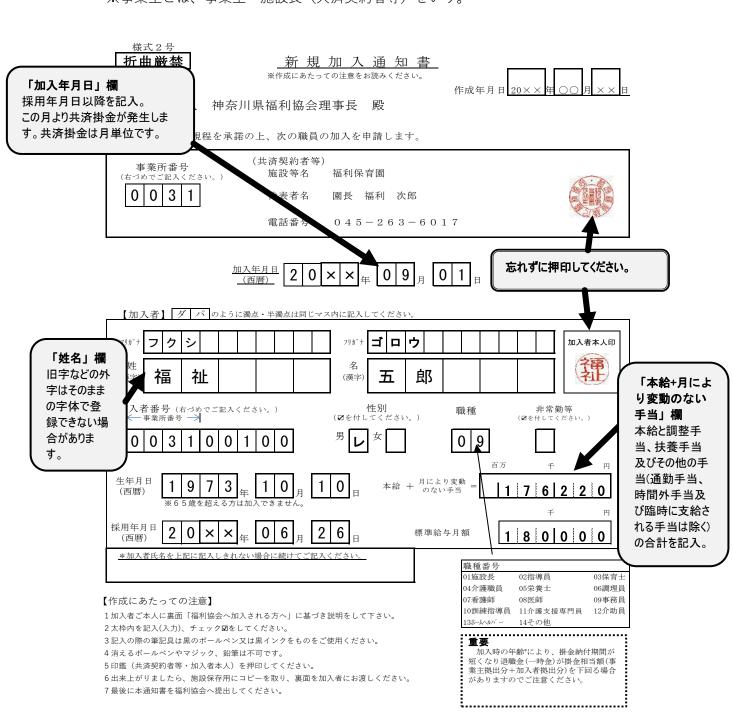
【加入できる者】

福利協会と契約した施設・団体に勤務する有給の職員で、就業規則、労働契約等により、 本体退職金制度の受益者とされた方が加入できます。

ただし、退職共済規程により65才を超える方は加入できません。

- ○提出が必要な書類 (事業主・施設長(共済契約者等)経由)
 - ·新規加入通知書(様式2号)

※事業主とは、事業主・施設長(共済契約者等)をいう。



新規加入通知書の裏面



福利協会へ加入される方へ (ご一読願います。)

 $(2017.4 \sim)$

- 神奈川県福利協会とは ---

県内の民間社会福祉事業を推進するため 1955 年に設立された団体です。

それぞれの福祉施設が単独では従事者の退職金制度を持つことが困難であったことから、助け合い の精神を有する多くの民間社会福祉事業者とともに、退職金制度等を維持運営しています。平成 24 年 4 月より公益財団法人へ移行しました。

①福利協会では次の事業を行っています。-- 定款(福利協会のホームパージに掲載)より抜粋 -

(事業)

第4条 【略】

- (1)社会福祉の係る非営利法人の退職共済事業
- (2)その他公益目的を達成するために必要な事業

2 【略】

- (1) 損害保険代理店事業
- (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業

②退職共済事業の加入にあたって(福利協会ハンドプックの退職共済規程(以下「規程」という。)を参照)

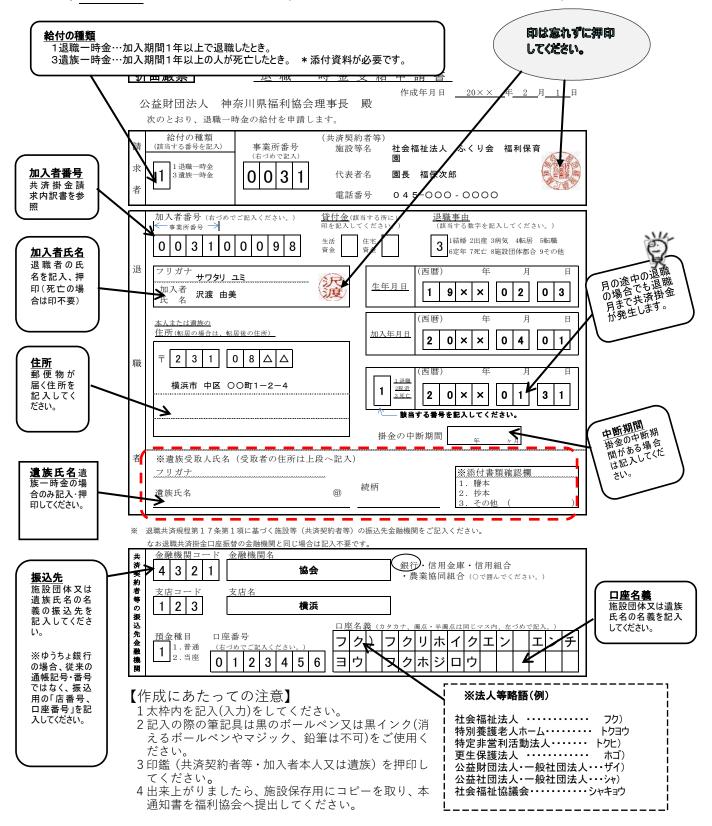
- (1)福利協会の退職共済制度は、65歳未満の方が加入することができます。 加入時の年齢により、掛金納付期間が短くなり退職金(一時金)が掛金相当額(事業主拠出分+加入者拠出分)を下回る場合があります。
- (2) 福利協会の退職共済制度は、共済契約者等(施設・団体)の退職金として給付されます。
- (3) 福利協会の退職共済は、給与月額を規程の「標準給与月額等級及び掛金月額表」にあてはめて退職金計算の基となる標準給与月額や共済掛金を算出します。この標準給与月額は、毎年10月に改定します。 10月から翌年9月までの間に昇給等の事情により給与月額の変額があっても標準給与月額の変更は行いません。
- (4) 給与月額とは、本給と固定額で受ける諸手当 (諸手当のうち通勤手当は除く。) の合計です。
- (5) 掛金月額は、1000分の45で、共済契約者等(施設・団体)が1000分25、と加入者1000分の20で それぞれ毎月負担します。
- (6) 掛金月額は毎月給与から控除されて、共済契約者等(施設・団体)経由で福利協会へ納入します。
- (7) 加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月から、掛金の納入を停止します。
- (8) 退職金は、加入期間1年以上(掛金納入期間が12ヵ月以上)の方のみ支給となります。 1年未満で退会される場合加入者ご本人負担の掛金積立分も含め退職金の支給はありません。
- (9) 退職によらない退職共済制度だけを辞める(脱退)の場合は、退職したとして計算した退職金の2分の 1若しくは加入者掛金累計額のどちらか多い額を支給します。(加入期間1年以上(掛金納入期間が12 ヵ月以上)の場合が対象です。)
- (10)福利協会は、共済契約者等(施設・団体)から預託された掛金と加入者からの掛金を、安全で安心な運用を行いますが、経済動向や制度の見直しにより、将来の掛金額、給付率は変更される場合があります。
- (11) 退職共済加入承認後、福利協会から共済契約者等(施設・団体)経由で加入者個々に「加入者カード」 と「福利協会のハンドブック」をお渡しします。
- (12) 福利協会の退職共済と契約している他の共済契約者等(施設・団体)へ転職の場合、継続加入ができる場合があります。
- (13)産休、病気等で休職することになり給与が無給となった場合は、届出書を提出することで、掛金の納入を一時中断することができます。ただし、その期間は、退職金を計算する加入期間からは除かれます。
- (14)年3回広報紙「福利かながわ」を加入者一人ひとりに行き届くよう発行しています。退職共済事業や福利厚生事業など掲載しており、加入者ご自身にメリットがあると考えており、ぜひご活用をお願いします。
- (15) 福利厚生事業では、加入者の慶弔金の給付、長期加入者顕彰、貸付金、野球観戦など行っています。



加入期間(掛金を納付した期間)が1年以上で退職(死亡による退職を含む。)したとき

も併せてご覧ください。

- ○福利協会の貸付金制度を利用中(返済中)に退職する場合には事前に福利協会へ ご相談ください。
- ○死亡による退職の場合は、添付書類が必要です。福利協会へご連絡ください。
- ◆請求期限 退職日から5年間。5年を過ぎると請求権は消滅します。

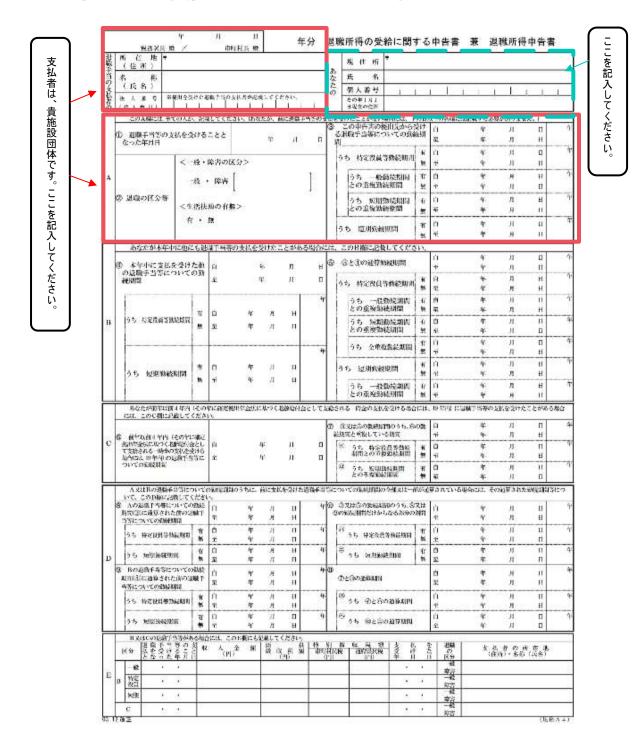


※退職一時金受給申請書を作成の際、同時に用意してください。

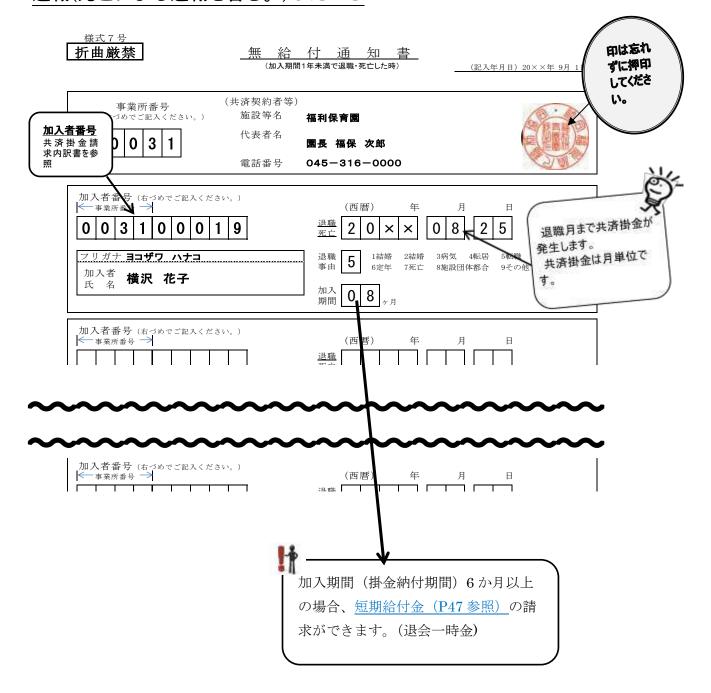
※福利協会への提出は必要ありません。作成後は共済契約者等で保管してください。

- ・退職金受給者(死亡による退職等は除く)より提出を受けてください。
- ※退職者から提出がない場合には、20.42%の税率によって源泉徴収を行ってください。

※様式は、国税庁ホームページ(下記 URL)よりダウンロードして使用してください。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm



加入期間(掛金を納付した期間)が1年未満で退職(死亡による退職を含む。)したとき



加入者の氏名を変更したとき

様式9号

加入者氏名変更届

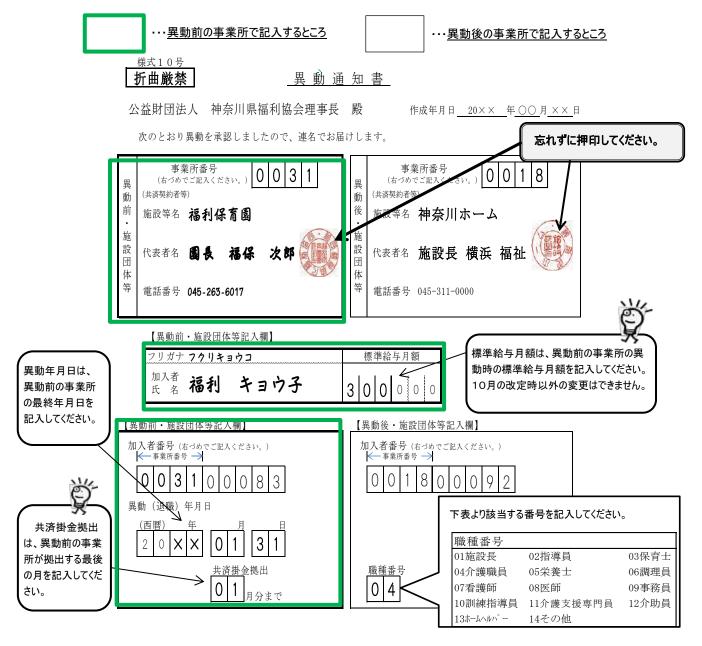
		作	成年月日		年	月	目
公益財団法人 神奈川	県福利協会理事 _:	長 殿					
次のとおり加入者のほ	氏名の変更があり	りましたの	で届けま	す。			
事業所番号(右づめでご記入ください。)	(共済契約者等 施設等名)					
	代表者名						
	電話番号						
加入者番号 (右づめでご記入	ください。) <u> </u>						
事業所番号 →		口入者 元 名 〔更前〕					
氏名(変更後)	フリガナ						
八石 (及父极)							
変更年月日							
変更の理由							
※福利協会使用欄	長 局長補佐 事務局	主任	内容	登録	電算処理		

他の共済契約者等の施設・団体へ異動(転職)するとき

異動後の事業所が福利協会に加入しているか確認してください。 未加入事業所であった場合、異動処理ができない場合があります。

【作成にあたっての注意】

- 1 異動は、本会共済制度に加盟している共済契約者の施設・団体に転職する場合で、加入期間を継続する場合提出してください。 (ただし、掛金納付期間に空白ができない場合のみ)
- 2 には黒のボールペン等で枠からはみ出さないように明りょうに記入してください。
- 3 この届は、「異動前・施設団体等」において作成(太枠をすべて記入し押印する。)のうえ「異動後・施設団体等」へ本紙を送付してください。なお、標準給与月額は、「異動前・施設団体等」で記入してください。
- 4職種番号は、右の職種番号表により記入してください。
- 5 「異動後・施設団体等」では、「異動前・施設団体等」から送付されてきた本異動通知書の異動後・施設団体等欄をご記入・押印の うえ本紙を福利協会へ提出してください。
- 6 福利協会で処理後、異動通知書施設負担金累計額通知書をそれぞれの施設団体へ送付します。



休職等により無給(有給)となり掛金の納入を中断(再開)するとき

1

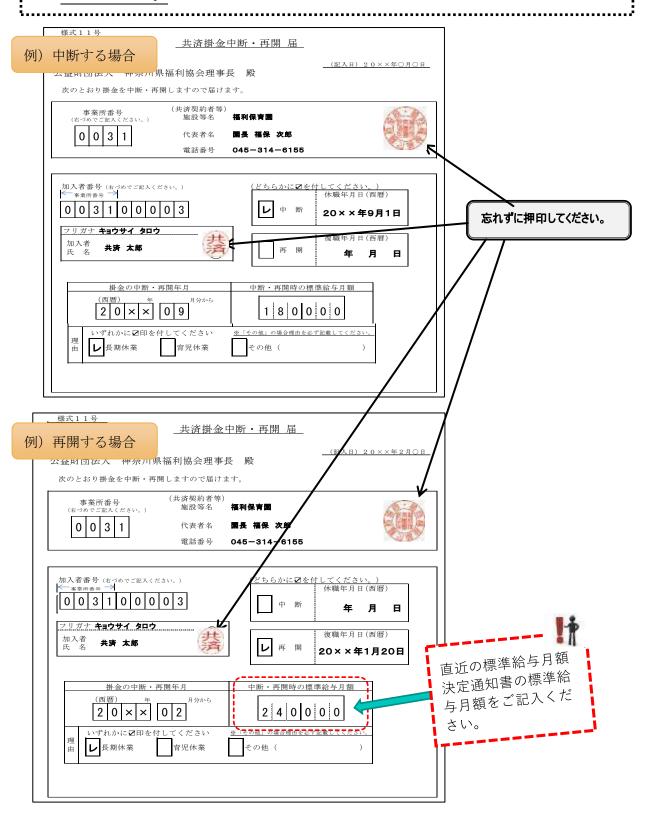
共済掛金は、休職に伴って**給与が無給**となり**掛金の納入が困難**な場合、**給与が 無給の間、**一時納入の**中断することができます**。

ただし、中断した期間は、長期給付金(退職金)を計算する期間から除かれます。

◎黒のボールペン又は黒インクで記入してください。

消えるボールペンやマジック、鉛筆では記入しないでください

◎必要事項をご記入、押印のうえ施設保存用のコピーを取り、本誌を福利協会へ提出してください。



訂 正 依 頼 書

		年	月	日
公益財団法人神奈川県福利協会理事長	殿			

事業所番号 (右づめでご記入く	ださい。)	(共済契約3 施設等3 代表者3	呂			(
のとおり変更が	ありました	電話番号	<u>=</u>			
者番号 (右づめで、 事業所番号 ――>	ご記入ください。		加入者 氏 名			
<変更事項の番号			1			
番号 項 目		訂正前	訂正	E後	事日	<u> </u>
	種	訂正前	訂立	E後	事日	<u> </u>
	種	訂正前	訂正	E後	事	<u> </u>
1 職	租日	訂正前	訂正	E後	事[<u> </u>
1 職 2 加入年月	租 日	訂正前	訂正	E後	事日	<u> </u>
1 職 2 加入年月 3 生年月	種 日 日	訂正前	訂工	E後	事	±1